

平成20年第5回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成20年9月26日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成20年9月26日（金）午後2時00分開議

第1 常任委員会に付託した案件

（総務文教常任委員会付託案件）

議案第117号、議案第118号、議案第126号、議案第140号、請願第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第119号、議案第125号、議案第127号から議案第130号まで、議案第133号、議案第134号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第120号から議案第124号、議案第131号、議案第132号、議案第135号、請願第6号、請願第8号、継続審査中の請願第2号

第2 行財政改革特別委員会中間報告

第3 発議案第9号

第4 発議案第10号

第5 発議案第11号

第6 発議案第12号

第7 発議案第13号

第8 発議案第14号

第9 発議案第15号

第10 議案第139号

第11 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君

15番	田中	文夫	君	16番	金子	健治	君
17番	村川	四郎	君	18番	佐藤	孝	君
19番	金光	英晴	君	20番	猪股	文彦	君
21番	川上	龍一	君	22番	本間	千佳子	君
23番	金子	克己	君	24番	根岸	勇雄	君
25番	近藤	和義	君	26番	祝	優雄	君
27番	加賀	博昭	君	28番	竹内	道廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎	君	副市長	親松	東一	君
副市長	甲斐	元也	君	会計管理者	本間	道子	君
総務部長	齋藤	英夫	君	企画財政部長	齋藤	元彦	君
市民環境部長	金子	優	君	福祉保健部長	鹿野	義廣	君
産業観光部長	佐々木	正雄	君	建設部長	田畑	孝雄	君
総務部長 (総務課長)	本間	進治	君	企画財政部長 (財政課長)	山本	充彦	君
市民環境部長 (下郷共生・環境課長)	木下	良則	君	福祉保健部長 (福祉課長)	樋口	賢二	君
産業観光部長 (農業振興課長)	金子	晴夫	君	建設部長 (建設課長)	渡邊	正人	君
教育長	渡邊	剛忠	君	教育次長	藤井	武雄	君
選挙管理委員会 事務局長	藤井	雄一	君	代査委員	清水	一次	君
監査委員 事務局長	菊地	賢一	君	農業委員会 事務局長	藤井	與嗣明	君
消防長	加藤	貴一	君				

事務局職員出席者

事務局長	山田	富巳夫	君	事務局次長	池	昌	映	君
議事調査係	中川	雅史	君	議事係	谷川	直	樹	君

午後 2時00分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第117号、議案第118号、議案第126号、議案第140号、請願第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第119号、議案第125号、議案第127号から議案第130号まで、議案第133号、議案第134号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第120号から議案第124号、議案第131号、議案第132号、議案第135号、請願第6号、請願第8号、継続審査中の請願第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第117号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。その内容は、地方自治法に議会活動の範囲の明確化が加えられたこと及び議員の報酬に関する規定の整備であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、民法の法人に関する一部改正により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6億5,959万2,000円を追加し、予算総額を446億5,917万9,000円とするものであります。主な内容は、歳入では国庫支出金、繰越金及び市債などの増額、歳出では職員の異動による人件費の組み替え、2月24日の冬季風浪被害及び7月の豪雨による被害に係る災害復旧費などであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。10款教育費、5項社会教育費、6目保健体育費のうち、スポーツ振興事業の補正予算中、積算内

容が不十分な項目があるが、その根拠を明確にし、執行に当たっては無駄な支出はしないこと。また、今後は積算根拠を明らかにして予算に提出に当たるよう改善を求める。

議案第140号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,353万7,000円を追加し、予算総額を448億5,271万6,000円とするものであります。補正予算の内容は、8月19日の集中豪雨で発生した災害復旧のために、公共土木施設及び農林水産施設に係る災害復旧費を予算計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する請願。本請願は、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解するとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額に一層努力するよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第119号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、住民基本台帳法の一部改正により、何人でも住民票の写し等の交付を請求できるものとしていた従来の制度が変更されたことに伴い、住民票の写し等の請求時における本人の確認手続を整備する等のため、佐渡市手数料条例別表の一部を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 財産の減額譲渡について（旧ゆとりぴあ真野）。本案は、旧ゆとりぴあ真野の土地及び建物を社団法人新潟県労働衛生医学協会に対し減額譲渡するものであります。なお、譲渡物件については、譲渡に係る契約において、引き渡しの日から5年間は佐渡検診センターの施設として使用しなければならないものとし、並びに10年間は譲渡し、または交換してはならないとするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、職員の異動に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万6,000円を追加し、予算総額を71億8,951万9,000円

とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、前年度の老人医療給付費の精算により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ926万1,000円を追加し、予算総額を10億7,791万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、職員の異動に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ644万9,000円を追加し、予算総額を8億1,544万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第130号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,898万円を追加し、予算総額を60億158万円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では繰越金の増額等であり、歳出では職員の異動に伴い人件費を増額し、及び国庫支出金等返還金等を前年度の介護給付費等の確定により増額するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ720万円を追加し、予算の総額を4億5,920万円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では基金繰入金の増額等であり、歳出では職員の異動に伴い人件費を増額するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、職員等の異動に伴い、収益的支出において3,101万6,000円を減額し、累計予算額を30億8,916万4,000円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。病院事業の自律的な運営の実現に向けて、地方公営企業法を全部適用するための条例等の整備を12月議会までに完了するよう強く申し入れる。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案第134号の平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）から、意見が今回委員会としてつけてあります。「病院事業の自律的な運営に向けて、地方公営企業法を全部適用するための条例等の整備を12月議会までに完了するよう強く申し入れる」とついているわけですがけれども、この地方公営企業法を全部、全適用するための条例等の整備とは、具体的にはどのような形で運営をなさいたいというふうに指摘したのか、説明をいただきたいです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 村川議員にお答えをします。

この全部適用をするようにという意見をつけたのは、議員もご存じのとおり、今、両津、相川市民病院の経営状況について多くの議会の中でも議論があり、あるいは決算委員会なんかでも意見がついてきているところであります。

そこで、当委員会とすると、1つは公立病院としての役割であるまさに採算性から民間医療機関が手を

出さないところについて、公共の福祉という立場で一般会計による負担を受けて運営をするという公的な公立病院の役割というものがある。しかし、反面今自治体財政が大変厳しさを増している中で、財政運営の面からも経営の効率化が求められているという、こういう状況がありまして、地方公営企業法の全部適用によって病院の実態をより正確に踏まえた事業管理者に経営に必要な人事、予算、業務執行に対する権限を、いわば人、金、物に対する権限を掌握させることによって経営責任を明確にし、事実的な経営と経営改善を図りやすい体制をつくっていくことが大事ではないかという意味であります。そのことによって、病院としての自立性、あるいは職員の経営意識参画の向上、あるいは業務執行の迅速性というものが図られるということになり、それが経営改善につながっていくのではないかということでもあります。

つけ加えますと、当委員会ではありませんが、地域医療体制検討特別委員会のときに両市民病院の院長、それから事務長からおいでいただいたとき、まさに象徴的なお話として、院長が決裁をしたその判この上に本庁の担当課、部、そしていわば本庁の印鑑が上に並ぶということがまさに先ほど言いました迅速性、あるいは経営に対する責任というふうなこと、あるいは経営改善というふうなことについて大変支障を来しているのではないかというふうに受け取れるような発言もございまして、そのことも含めてこういう意見をつけさせていただいたということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） よくぞ意見をつけられたと、委員会としては。そのように私思います。病院を基本的には地方公営企業法全適用ということは、独立採算制というふうな形にして、予算編成及び執行権も院長なり事務長にゆだねるということだと思えるのですけれども、当然権限と責任が一体となってくるわけです。この公営企業法全部適用ということは、給与面もこれは独自ということになっているわけなのです。だから、その辺のところも検討されたのかということと、この条例等の整備の等というのは、私は病院改革ガイドラインに沿った計画立案のことも含めているのかなと思うのですけれども、総務省が今ガイドラインを出せと言っていますけれども、その病院改革ガイドラインも含めた立案が当然されなければ、これが行政のほうで立ててあって院長なり新しい責任者の人が加わっていなければ意味のないガイドラインの計画になるのですけれども、その給与面も当然考えた議論がされたのかと、病院改革ガイドラインのプランも含まれているのかどうかということと、これは委員会として全会一致で採択されたのでしょうか。

以上お願いします、3点。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 簡単なところからいきますが、最後に言われました委員全員の意見の一致であったかどうかということですが、これは少数意見はございませんでした。

それから、1つは、職員の給与というか、賃金の給与ですが、これは全部適用になりますと、村川議員言われるとおり人事院勧告に基づくものではなくて、まさに病院の経営者と団体交渉で賃金について決定をする。ただ、大枠的には賃金の体系といいますか、種類とか、あるいは段階的というふうなものは決められているようではありますが、その枠の中で病院の経営状況等を踏まえて交渉して決定されるものというふうに認識をしているところでありますが、このことについて特に議論はありませんでした。

それから次に、病院改革ガイドラインとの関係であります、これは所管事務調査のところガイドラインに伴った改革プランのスケジュールというものが質疑の中で明らかにされまして、来年21年の3月までということになりますから、今年度の12月ごろまでにいずれにしても骨子について決定をするというスケジュールが出されていまして、これは特に議論をしたわけではありませんが、そういうものが要綱にあるということについては委員は十分に承知をしていたというふうに考えておるところであります。

それから、等についてでありますけれども、これはいわば条例に伴う規則の改正等も必要ですので、規則改正あるいは当然職員に対する説明等の条例を改正することによって、4月から実施をするとすればそういうふうな体制整備も必要ということで、その等という中にはそういうものを入れてあるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 12月にこの条例等が整備されれば新年度から執行するということになると思うのですが、ご承知のように総務省が示した病院改革ガイドラインのハードルというのは非常に高いです。例えばマスト項目に入っている経営の効率化というところでは、数値目標も設定しなさいとあります。部長今うなずかれていますけれども、それが地域に民間病院があれば民間病院並みの数値目標を立てるというふうに指示されておるのですけれども、例えば経常収支比率が100%以上、それから医業収益に対する給与が、現在のところ給与比率見ていますと、大体これ53%ぐらいに持ってこいということなのでも、両津病院が現在63%、相川病院が76.7%、異常に高いと。ここだけで多分、53%に持ってくれば2億8,000万ぐらいの人件費が浮くわけなのです。それから、病床利用率も、70%以上ということは必須科目になっています。だから、同じメンバーでこれを改革というのは非常に困難かと思うのですけれども、このガイドラインは1年ごとの見直しをして、進捗状況等々も監視といいますか、チェックするような形で、とてもだめであれば途中であっても経営形態の見直し、例えば独立行政法人化、指定管理者、あるいは民間譲渡、最悪の場合廃院ということもあるのですけれども、そういうハードルも待ち構えているのですけれども、そのようなことも委員会では審議されたのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

〔「しっかり答えろよ。4月では間に合わんだろうと、だから12月議会までに……」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） まず、なぜ12月かというのは、今後ろのほうから議員の声がありましたが、改革プラン等を考えますと、この12月で改正をして、4月からまさに両市民病院が経営責任を持った独立して自主的な運営ができる体制をつくるということが大切ということで12月ということでこだわったわけであります。

それからもう一つ、今村川議員言われましたガイドライン、いわゆる改革プランの策定を含めて、今後の公立病院、いわゆる2つの市民病院の今後のあり方等については地域医療体制検討特別委員会というところで検討する項目に入っておりますので、その議論にまきたいと。これ逃げるわけではありませんけれど

も、そういうところで十分な議論を積み上げていただくということでお願いをしたいということでもあります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより市民厚生常任委員長に付託した案件についての採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第120号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、市営住宅から暴力団員を排除するため必要な事項を定めるとともに、単独住宅の家賃の改定及び老朽化に伴う住宅の用途廃止をするため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第121号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、若者夫婦向け賃貸住宅、定住促進住宅から暴力団員を排除するため必要な事項を定めることについて、関連する条例の一部を改正する必要が生じたため、一つの条例に整理して改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 新たに生じた土地の確認について（両尾、羽二生地内）、議案第123号 字の変更について（両尾、羽二生地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施工した海岸護岸用地、道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 字の変更について（畑野東部地区）。本案は、新潟県が土地改良事業により施行した県営圃場整備事業が完了し、畑野東部地区の換地を行いたいのので、地方自治法の規定により字の区域の変更について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ112万円を追加し、予算総額を21億3,477万円とするものであります。補正内容は、職員の異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,241万8,000円を追加し、予算総額を49億1,391万8,000円とするものであります。主な補正内容は、下水道建設費に係る節間の組み替え及び職員の異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、支出の既決予定額を1,272万6,000円減額し、支出総額を10億9,170万6,000円に、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を6万8,000円増額し、支出総額を18億3,129万円とするものであります。主な補正内容は、職員の異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第6号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について。本請願は、燃料、肥料、飼料等の農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしていることから、政府においてこれらの高騰分の補償を含む対策を実施すること及び原油や穀物への投機を規制するよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第8号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願について。本請願は、消費者行政一元化、強化の推進を踏まえ、被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう消費生活センターの設置、業務等を法的に位置づけ、必要な法制度を整備すること及び地方消費者行政の体制、人員、予算を抜本的に拡充、強化するための財政措置をとるよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第2号 ミニマム・アクセス米の輸入停止を求める請願について。本請願は、汚染米不正流通により国民を不安に陥れ、かつ偽装された米を取り扱った業者の経営に多大な打撃を与える等問題が深刻化していることから、汚染米の供給源及び国際的な食料価格高騰の原因となるミニマムアクセス米の輸入を中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけるよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 行財政改革特別委員会中間報告

○議長（竹内道廣君） 日程第2、行財政改革特別委員会に付託中の議会及び行財政改革に関する件については、佐渡市議会会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出があ

りますので、この際これを許します。

田中行財政改革特別委員会委員長。

〔行財政改革特別委員長 田中文夫君登壇〕

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 行財政改革特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、以下のとおり中間報告する。

去る6月定例会最終日の佐渡市議会議員の定数に関する中間報告後、議会機能及び本庁、支所、出張所のあり方について、これまで計8回の特別委員会を開催し、精力的かつ集中的に議論を行った。

まず、全国の人口6万人前後で、近年合併事例のない自治体の中から、一般会計200から250億円、人件費40から45億円、一般行政職員と教育部門職員の計が500人程度の条件で8自治体を抽出し、部門別職員数、行政組織機構について調査した。参考までにその資料を添付してございますので、参照ください。

その結果、現行の地方財政制度のもとで、交付税一本算定時の当市の行政組織機構のあるべき姿について、一般会計予算200億円程度、一般行政職員と教育部門職員の計は500人程度、人件費は40億円程度まで削減すべきとの意見が大勢であった。この見解に基づき、次のとおり報告する。

1、議会機能について。

当市が発足して以降、市議会及び関連施設は行政の中枢である本庁舎と異なった場所に設置されてきた。このことは「批判と監視」の議会機能を損ねるだけでなく、行政に本会議等への出席に伴う移動コスト、時間的ロスを生じさせ、行政運営の遅滞、市民サービスの低下の要因ともなっている。

本来、地方自治をつかさどる議会、行政の2つの機関は同一場所にあるべきであり、当市の現状をかんがみても早急に改善すべきである。

よって、「議会機能のすべてを来年度前半までに本庁舎内に移転すること」を強く求める。

2、支所、出張所について。

あるべき姿の当市の行政組織は本庁のみにすべきであるが、市民の利便性、行政の即応性の向上、また当市の特殊事情などを考慮し、本庁の出先的な機関として、両津、相川、南部の3地区については地域行政センター（仮称）を配置する。これ以外については、必要に応じて諸証明を発行する窓口業務などの機能を備えた地域支援センター（仮称）を配置する。

3、副市長2人制について。

当委員会の調査では、前述した8自治体における副市長の定数は1人が大勢である。また、当市の実態をかんがみても副市長2人制の必要性は極めて低い。

よって、副市長の定数は1人にすべきである。

4、部制について。

当委員会の調査では、前述した8自治体における行政運営については部制が大勢であり、当市においても肥大化した組織の束ねに部制が必要であることは理解するが、実態は行政運営の迅速化を欠き、市民サービスに支障を来している。今日、行政に求められていることは、正確かつ迅速な市民サービス、的確な企画立案であり、これにはより簡素で効率的な行政組織体制と行政課題に対し柔軟に対応できる体制、市民から見ても責任や権限の所在が明確な組織体制が必要である。

よって、早急に現行の部制を廃止し、課制へと移行する行政組織の見直しを強く求める。

５、職員数及び人件費について。

当市の職員数は1,079人（平成19年４月１日）と他を突出しており、実に前述した８自治体の平均値の２倍以上である。また、人件費についても、平均値は約40億円に対して当市は約90億円である。

よって、10年後の平成30年度までには、現行の支所、出張所の職員数も含め500人程度、人件費は40億円程度とすべきである。

以上。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 行財政改革特別委員会の精力的な審議には、敬意を表するものであります。今ほどの中間報告にありました議会機能の本庁移転についてお尋ねいたします。

今議会の一般質問において、２人の同僚議員への答弁で市長は議会機能の移転について明確に否定しております。にもかかわらず、来年度前半に移転すべきとありますが、どうとらえればよいのか、お尋ねするものであります。時系列で考えれば、一般質問以前に特別委員会での議論があり、取りまとめの後に一般質問があっただけであり、肅々と報告したとするならば一連のことは理解できます。しかしながら、前任期４年の行革特別委員会では借地の問題について議論され、借地解消を強く申し入れる報告がなされております。今回の行財政改革委員には、田中委員長を始め前回の行革特別委員であった方が構成員として入っておられます。にもかかわらず、借地の解消がされていない本庁舎に時期を明確にして議会機能の移転を強く求めている報告が今ほどなされました。このことについては、私はとても理解できません。議会がぶれていると、執行部は仕事がやりにくいと私は考えております。田中委員長、あなたが小委員長として取りまとめに汗をかけた借地の問題を今度は委員長として踏みこむ報告をしています。このことを含め、今回の報告をどのように理解すればよいのか、お尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 金光議員の質問にお答えいたします。

推察するに市長答弁は、平成19年８月30日付市有財産検討委員会報告、本庁舎周辺整備についてを踏まえた回答と考えます。参考までにその報告では、議会機能を本庁周辺に移転させる方針に変更はないが、根本的な整備は少なくとも20年から30年先を見据えた計画のもとに進めたいとしておりました。これに対して当委員会は、本市の合併以降の行財政にかかわる難局に対して、大いなる危機感を持って市長及び執行部と議会とが同一の場所でお互いに対立、緊張関係の中でこの難局を乗り切るべきだという判断をいたしました。したがって、報告書にもあるとおり、当委員会の結論は明確であります。地方自治体をつかさどる議会と行政の２つの機関は、二代表制、すなわち双頭の鷲であります。互いに対等、並列の関係にあり、相互に抑制しつつ均衡を保って、それぞれの独善、独走を防ぐ極めて民主的なシステムであります。この機関対立型システムは同一場所にあつてこそ、その意義と実効が得られるものと結論いたしました。この基本原則を実行するにためらいや怠慢があつてはいかんと。まして、これに優先する事情や考えを認めて基本原則を曲げることは、地方自治体の本旨にもとる恥ずべき態度であるというふうに思っております。

す。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 組織論については理解しているところでありますが、何しろ将来にわたって交付税が減り、予算が少なくなる中で、借地というのは財政を圧迫するということで前4年の特別委員会では議論されてきました。合併協議で本庁舎は金井で決まり、現在に至っているところであります。合併協議で決められた財政計画や建設計画は見直しが必要になり、大きく見直されてきたのも事実であります。また、合併協議では、貯金である基金や借金である市債についての議論はされましたが、隠れ借金である借地については議論されておりません。この先、先ほども申しましたように、交付税が減少し、予算が減ってくれば借地料は財政を逼迫するとの危機感で、先ほども申し上げましたとおり、前任期の特別委員会ではあなたも取りまとめに汗をかいたはずであります。市民の中には、財政が厳しくなるのだから借地は解消し、現有の市有施設を利用し、新たな投資は避けるべきという声が大きくなってきております。金井地区の市民にもこの声があります。将来的には本庁機能をこの佐和田庁舎に移転することも含め検討すべきと考えますが、行財政改革委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思います。答弁できなければ結構でございますが、お聞かせいただけるならお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 先ほども申し上げましたとおりです。私ども委員会は、原則論に立って二代表制をつかさどる議会と市長、執行部は同一の場所にいることが適切であるということののちとって問題の解決を図ろうとしております。この本旨を曲げるいかなる枝葉末節な問題については、市民が基本的に理解していただけるという立場でおります。ですので、金光議員がお話したようなある種便宜主義的な、ご都合主義的な、その場の状況の中で判断するようなことは避けたい。あくまでも本筋の中で問題の解決を迫っていく。それも、先ほど金光議員が述べたような、さまざまな課題を解決するためにこそ必要だというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 組織論は確かに理解できます。先ほども申し上げました。ですが、財政的に夕張のようになってしまつては市民の生活に多大な負担がかかってまいります。それを避けるためにも借地というものは将来的に解決しておかなければならないことであります。2回目にも申しましたように、であるならば自前のこの庁舎を使つたっていいではないですか。本庁機能この庁舎に来たって負担は軽くなるのです。そういう部分でどちらがご都合主義ですか。あなたは、先ほど申しましたように、さきの4年間でこの借地というものは将来的に財政を圧迫するからだめなのだということを言っておきながら、今度は、いや、組織的には一元化のほうが望ましいのだからそれは無視してもいいというのが、どちらがご都合主義なのでしょう。ここはきちんとしておかないといけないと思いますので、明確にしていきたいと思ひます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 特別委員会は、おのこの立場と主張と見識を持った委員が集まって議論を闘わせ、この結論に達したものであります。金光議員のおっしゃるような立場で主張をしていただいた方もおりました。しかし、最終的にやはり大義に従うべきだということでこの結論に達したわけであります。

あえて蛇足ですが、これはですから、当委員会内部では直接的な議論にはなっておりませんけれども、借地の問題に大いにこだわっていらっしゃるようですが、時代の流れはPFI等含めて借地どころか借家でも基本的な意味と意義と趣旨を、あるいは機能を従前に発揮できる適正な場所を求めていくということではないでしょうかと思います。

○議長（竹内道廣君） 次に、中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 行財政改革特別委員会の中間報告について幾つか質疑をいたします。委員長、よろしくをお願いします。

1点目は、類似団体との比較について。やっぱり委員長の報告にもあったように、今回の行財政特別委員会の報告は佐渡市の人口の6万人台の市町村という佐渡市に似た類似団体との比較であります。佐渡市はご案内のように平成16年、今から約5年前に合併で人口6万人台の市になったばかりで、近年合併事例のない市町村という昔から6万人台だった市町村との比較は無理があるのではないかと。それで、資料を見ますと、比較検討した市の面積は佐渡市に比べて85分の1から4分の1というもので、佐渡市と比べ物にならないくらいの大きさがあり、面積によっては行政の運営の仕方も大きく変わるので、比較に無理があるのではないかと。また、比較研究と言うならば、佐渡市と同様に合併をして年月を経た市町村との比較を行うべきであったのではないかと。報告の中にもありますけれども、10市町村が合併したばかりですから、人件費や職員数が多いのは現時点ではある意味当然のこととあります。こういった点でもやはり昔から6万人台の市町村ではなくて、合併して6万人台に落ちついた市町村との比較こそ検討に値したのではないのでしょうか。その辺は議論あったのかどうか、これが1点です。

2点目は、本庁と支所について。1つの市に本庁が2つも3つもあるということは当然あり得ないわけですが、支所については将来的に3支所という方向です。佐渡市は、ご案内のように855平方キロメートルと面積も広くて、住民や地域の利便性、さらには行政側が行政を行う上でも、現在の支所の配置を基本とした今後のあり方が必要でないかと。そして、その支所問題についてどのような議論があったのかどうかも含めてお聞きします。

それから、3点目は、部長制についての提言について。これ類似団体との比較ならば、先ほども報告がありましたけれども、部長制とすべきところをこの項目だけはそうになっていませんが、これはどういふことなのか、お答えをお願いします。

それから、4点目はちょっと重複しますが、本庁の議会設置という点についてです。報告内容では、本庁と議会、議場が離れていることにより、移動コストや弊害について触れています。本庁議会は本庁にあるべきという本来の姿については理解します。いずれそのようにすることは本来であろうと思いますが、ほかの項目については期日について記述がないのになぜこの期日だけが来年度前半と期日を

明記しているのか、以上4点についてお伺いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） はい、お答えします。

昔から6万人台だった類団との比較は無理があるのではないかということですが、比較をしております。参考としています。比較検討をするために資料を提示をしているわけでもありません。ある意味で先達に倣って、日本国の一自治体としてその水準域で佐渡市も頑張らねばならないという考えも含めてその団体を指標としているというふうにお考えいただけますでしょうか。

面積が大きく違うので、比較対象にならぬではないかというふうなご質問というか、ご所見ですが、これは確かに類団の設定の仕方というのは、人口規模や面積というのが大きな要件になった形で定められているというのは理解をいたしますが、しかし広域性ということそのものは私どもも大いに考慮はしました。佐渡市の持っている特殊な事情であろうというふうには理解はしています。しかし、つぶさに考えてみますと、過疎と過密、あるいはすみ分けの状態によって広域性というのはまた違った意味合いを持ってくるということも大いに検討するべきであろうというふうに思っておりますので、広域性そのものが最大の要因で佐渡市を特殊化させているというふうには考えていません。

次は、本庁と支所ですね。基本的な考え方は、行政は一つの組織としてきちんと機能を従前に発揮すべきだというのが考え方です。それを役所が一つというような言い方で述べられていた方もおりますが、合併の経緯から結局残存した形で支所や出張所というのが現在残っています。私どもの理解では残っているということです。残存形態として残っている。ですから、やはりこれは先ほどの金光議員のときにもお話ししましたが、私どもはやっぱ原則に立ち返って、そこから物事を発想してみようという観点で今回の委員会報告をまとめています。ですから、支所、出張所は全廃する、撤廃するという考え方が基本です。その上で行政機能を有効に、かつ即応性のある、しかも住民の利便性にかなった形で展開するにはどういう組織が必要かということで、行政センターといった仮称の本庁組織の出先みたいなものをイメージしてその設置の必要性を考えました。地域性を考えて相川、両津、南部といった地域に配置すべきだろうというふうに結論をしています。その上であえてその地域のエリアを十分に覆えないような地域が発生したり、あるいは住民ニーズ等を含めて必要だという判断に基づいて、地域支援センターといった行政センターよりは格下ではありますが、そういった機能を持った役所の拠点も必要だろうというふうに結論をしました。

類団は部制にしているのになぜ類団に倣わないのかと。先ほどからもお話ししましたように、比較検討をして云々というふうには考えておりませんので、一応参考のモデルというふうにはとらえて類団が部制にしているということについては確認をしました。しかし、国の三位一体改革を得ての分権化、いわゆる地方の時代は、行政区のスリム化、さらなる行革の断行が迫られているということを考えると、私どもが参考にした類団とても部制にあぐらをかいていられる状況にはもはやないのではないかというふうに思っています。したがって、部制の廃止は類団の抱える諸課題の先取りというふうに思います。今求められているのは、市長の命令と市民ニーズに迅速に即応するコンパクトな組織であって、稟議と連絡調整と会議にうつつを抜かしている不決断と不実行の組織ではありません。本市の部制は、内政と組織の指揮監督が不得手なのか、不熱心なのか、そのような市長の肩がわりと肥大し過ぎた職員を束ねるためのポストのピラ

ミッドにしかっていないという評価をしました。最少のコストで最大の効果も求める自治法の定めからも逸脱したハイコストで効率性の低い組織は、必要がないという結論です。

第4点の議会移転時期を明記した理由ということですが、先ほどもご紹介しましたように、二、三十年のスパンで考えてもらっては市民自治の実現を大きく阻害してしまうと考えました。山積する、しかも解決せねばならぬ難問を前にして、当たり前のことの実現も枝葉末節にとらえて先延ばしする行政体質にかつを入れるために日限を切ったわけであります。当然改修計画や予算組みの必要な段取り、日程をある程度考慮しての期日であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） お答えいただきましたけれども、2回目です。

この佐渡市を始め、全国の市町村が特に財政のことで小泉構造改革の三位一体、この改革で地方の財源である地方交付税が大きく削減したことが佐渡市の財政運営が大きく狂わせられたことは、合併前の建設計画を見てもわかるわけですが、今地方対策の重要性が与党も含めてこもごも言われております。それで、総選挙も間近ですし、去年の参議院選挙の結果は地方の反乱と言われました。国の地方への財政措置のあり方が変われば佐渡市自身の行財政運営も変わるわけですが、その点は特別委員会の中で議論、話し合われたのかどうか1点と。

支所について4点ぐらいお聞きしたいのですが、1点目はこの報告の中に地域支援センター、仮称です。具体的に書かれていますけれども、どういう中身なのか。

それと、支所の再編成などはこの地域や住民にとって大きな関心事です、直接対応されますから。でありますけれども、住民や地域の意向について特別委員会で議論、話し合いをされたのかどうか。

それから、支所についてあと2点ですが、行政は現在羽茂が拠点支所になっているようですが、特別委員会の報告はなぜ羽茂ではなくて南部なのか。

それから、最後ですが、佐渡を全体的に見ますと、3支所配置の提言でありますけれども、佐和田地区人口も多く、勤務地でもあります。利便性や必要性から見ても佐和田配置も検討に値するのでは。その点は議論されたのかどうか、お聞きします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 時の政権が変われば云々というふうな、そういった動態的な状況を踏まえてこの議論をしておるわけではありません。先ほど申し上げましたように、できる限り地方自治の本旨という基本に立ち返ったところから議論をしているわけです。ですので、確かにご説明があったような問題はございますけれども、基本的な考え方はやっぱり地方自治そのものを基本的に進めていくためには、今までの中央、あるいは国、県に依存する体質をやっぱり脱却した形で自己責任、自己決定の中で、自らの自治を治めていくという姿勢の中で考えていくという筋でとらえていますので、余り申しわけありませんが、おっしゃられたようなことについては議論の場には出ておりません。

地域支援センターは先ほど申し上げましたように……その前に前段で申し上げます。いいですか。役所

は一つという考え方です。ただ、利便性や即応性、迅速性といったそういった効率性を有効に発揮するためにある種出先の拠点が必要だろうという考え方なので、現行の支所の統廃合などという発想はありません。ですから、あくまでも新たな末端にまで届くような必要のある行政の展開を考えたときに3つの行政センターが必要だと。加えてその格下ではあるけれども、窓口的な業務を担う、極端には自動販売機でもよろしいだろう、行政実務さえ残っていればというふうにおっしゃる委員もおりましたが、少なくともそういった観点の中で配置をした機構です。当然のことながら議員一人一人は、市民ニーズを日常的に把握するという立場の中で活動しているということを前提にして私どもはこの行革委員会の中で議論を重ねております。ですので、あえて住民アンケートとか住民ニーズを別の方法論で把握するということはしておりません。

佐和田には支所を置かないのかでしたかしら。あるいは、行政センターを置かないのかということですが、少なくとも行政の末端的なサービスを展開するために佐和田という拠点を必要とするというふうには考えておりません、行政センターとしては。ある種必要があるという判断があった場合に地域支援センターというものが配置される可能性は残しております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 短目にします。もう最後ですから。

支所については、もうちょっと突っ込んでお話、質疑をしたかったですけれども、この辺でやめておきますけれども、佐渡市と同じ先ほど類似団体とは比較ではなく、参考だと特別委員会でお話があったそうですけれども、それでは佐渡市と同じ人口や面積を持った市町村がないとすれば、佐渡独自、オリジナルのあり方を方策して、合併特例措置が終わるころを目指して真剣に取り組むべきではないかという意見や議論がされたのかどうか。これは、最後にもう一点だけ、この中間報告の性格についてです、全体の。この1つの報告も参考にしてくれやと、参考にして佐渡市のあるべき、行くべき姿を大いに検討してくれというものだと考えますけれども、そういう理解したいと思いますが、どうでしょうか。これで最後です。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 佐渡市は、「古事記」のいにしえより、日本国の一つとして、島として明記されている由緒正しいところでありますので。しかし、当然のことながらその中には佐渡市独自の、固有の条件の中で歴史を紡いできたという意味での、そういった意味で佐渡は一国だという言い方があります。しかし、それとても、佐渡とても、日本国の一自治体としてやはり他と見習って、少なくとも他に恥じない一つの水準域をつくっていくという努力をせねばならぬと思います。その意味で我々は類団を求めたのであって、その求めた類団が佐渡市に合致しないというのは当然心得ております。ですので、その類団を目標にしつつ佐渡市の特殊な条件を加味した形で今回の報告をしたわけです。

この報告の性格についてですが、まだ意見一致を見ておりませんが、各委員には私のほうから宿題として提案をしました。この報告の内容について具体的に執行部が取り組む意思がないならば、条例化も視野

に入れて検討をしていただきたいというふうにお話ししました。

○議長（竹内道廣君） 次に、廣瀬擁君の発言を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 第1回目の質疑に当佐和田地区の先輩議員である金光議員から議会機能についての質疑がありました。大方私と同意見でございますが、あえて廣瀬がまた質問させていただきます。議会機能については、3点ほどお尋ねをいたします。

議会機能のすべてを来年度前半までに本庁舎内に移転するとあるが、この定例会の一般質問でも市長は明確に当分の間現在地だと答えております。その文言が入っていることについて、どのようにとらえればいいのか。

2点目であります。大方の市民は、本庁舎の土地の借地料、年間約400万円の支払いに大変疑問を感じております。そのところになぜ議場を持っていくのか。当然議場を持っていくことになれば3階にある部署を外部に追い出すことになるわけですが、そのほうが行政事務の非効率化に拍車をかけるようなことになるのではないかと考えます。このことについてはどのように検討されたのか。

3つ目であります。議会を本庁舎機能と一緒にするのであれば、キャパの面から考えればこの佐和田支所が私は最適であるというふうに考えます。逆に本庁をこの佐和田地区に移転という検討はされたのかどうかということをお尋ねします。

続いて、職員数及び人件費についてであります。当市の職員数は1,079人で、人件費は90億円であり、類団8自治体の人件費の2倍以上という現況であります。10年後に500人で40億円程度にすべきであるということですが、私は単にかけ声だけに感ずるのです。詳細な年次計画を検討されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 廣瀬議員の質疑にお答えします。

最初に質疑いただきました金光議員と同様の趣旨であると理解をいたしました。同じことを申し上げます。市長の一般質問に対する答弁をもって不可能と考えているわけではありません。地方自治の機関対立型の二代表制システムは、同一場所で従前に発揮し合うことが市民の信託にかなうことであると。したがって、この基本原則の実行を妨げている幾つかの検討課題や支障は解決、除去し、できないならば留保、棚上げしてでも最優先で具体化せよというのが当委員会の考え方であります。廣瀬議員におかれましても、諸般の事情に配慮、しんしゃくすることなく、基本原則の実行に賛同いただくことが肝要と考えます。ここで必要なことは可能か不可能かの判断ではなく、市長、執行部に対して議会としての強固な意思の表明をすることであると考えます。

本庁舎の借地料について、また借地に庁舎を建てるなという考えのようですが、また佐和田支所に本庁舎をだから移転させたほうがいいのかというふうなご所見とお聞きしました。これについては、本委員会では全く考えておりません。この件については、合併協議で結論済みの問題であり、再議する価値を見出せません。また、借地であることが議会や行政機能の絶対的な阻害要件であるとも考えておりません。

職員数と人件費についてですが、削減策とその実行プランを検討したかとの質問ですが、この件につい

ては議会権限は行政組織やそれに伴う定数を条例化することにあります。今回その権限を行使する前段の議会意思の取りまとめを行ったということです。条例化した場合、規則や要綱などは執行部権限にて定める事柄ですから、削減の年次計画などは議会の意思を体して執行部側が策定すべきものと考えます。その意味で、幾つかの提案や議論もありました。私も本議会で、一般質問の中で私の私見を含めて提案をしました。しかし、委員会としては節操を守ってこの程度の意見にまとめたということとご理解いただきたいと思います。議会が果たすべきことは、策定した条例の実行の批判的監視ということになるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 建設計画が見直されたわけですから、当然本庁の位置も再度検討されるべきと私は考えます。仮に議会機能を本庁に移転するには、まず本庁の組織機能から先に簡略化し、スリム化をしなければ、私はキャパシティの問題から無理が生ずると思います。このことについて組織機能の見直しやスリム化への具体策の検討をされたのかどうかということもお尋ねをいたします。

また、人件費についてであります。90億円から40億円ということですから、50億円の減になるわけがあります。私たちは、商売をしていた関係で非常に公務員に支払われる給料というのは、消費を喚起するという点では貴重な経済を動かす財源だと思っています。50億円がこれ経済波及効果を3倍とするならば150億円の減速になるわけですが、私はむしろ佐渡経済のこの150億円が減額してくるわけですから、それにかわるべき何か方策や、新しい企業を誘致するとか、そういうような方向性もある程度話し合われたのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 先ほど私の申し上げました説明で廣瀬議員の質疑については完結しておると思います。今ほどのご高説については、勉強のために聞かせていただきました。ありがとうございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） すばらしい答弁なものですから、3回目はなかなか出にくいのですが、いずれの問題にしても10市町村が、それと広域圏がそのまま合併したことで生じてきている諸問題であるというふうには私は考えています。行政のスリム化、学校統合、保育園の統合等早急に進めて、合併特例債を充当していくことが私は一番大事なことだと思います。特例債も使わずにしまい込んでしまっ、何も使わなかった、学校建設もされなかったと、あるいは保育園も統合できなかったというような形で終わってもらっては困るわけです。これを十分使って理想とする佐渡市をつくっていただく、そのための私は行財政改革の委員会だと思っています。このことについてどういうふうに関心されたか。されないのであれば答弁は結構でございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 大事な問題でございますが、行革の委員会の主要な議題とはなり得ませんでした。ありがとうございます。

○議長（竹内道廣君） 次に、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 行革特別委員会の中間報告に対する質問をいたしたいと存じます。答弁はわかりやすくという願いを申し上げたいと、こう思うところであります。2点ばかりお伺いをいたしたい。

1点は、議会機能についてであります。今まで質問に立たれた人は、すべて触れている事柄であります。私は、議会並びに関連施設が本庁にあるべき必然性は何らないと思っております。議会は本来、執行部が提案する議案について議決をもってきちんとその態度を明らかにすると、こういう機能があるので、何ら本庁へ行って上へ乗っていないかならぬということは基本的にないというのが私の認識であります。議会の本来あるべき姿は、そこが中心であると、このように申し上げておきたい。したがって、いろいろ必要性を、批判と監視とか、議会機能を損ねるとか、こういうふうに言っておりますが、それは理由にならないと私は思っております。むしろ私はこのこととして、今申し上げた点で金井でやる必要はないと、分庁方式で構わないというのが私の考えであります。あわせて移転をしようというわけですから、これ当然費用計算なくしてこういう結論を出してはいけませんでしょう。そのあたりはどういう議論がされましたか、お聞きを申し上げます。

それから、2点目は、職員数と人件費の関係であります。先ほどから合併との関連でもいろいろ議論がされておりますが、私もその思いがあります。佐渡市は、10カ市町村が合併をいたしました。全国に類例のない合併事例であります。そして、八百幾らですか、東京都23区の1.何倍というようなこの広さが合併をしたのです。そこに10市町村が点在をしたと、こういう状況の中での1市でありますから、特別な条件があるという認識に私は基本的に立つべきであると思えます。その認識の上で議論をする必要があるだろうと、こう思いまして、私は改めて、先ほども同様の議論された方がおりますが、私は同様の格好の比較をするのであれば、ここに挙がっている参考にしたというところは面積は非常に狭いものであります。そういう状況からいいますと、私は人口だけの対比だと思えます。そういう意味からいまして、私はこの職員の関係というのは即住民のサービスにかかわる問題であります。そのサービスの視点をなくしてこの議論はないと思えます。そういうことがあわせてきちんと議論されたかどうか明確に、難しいことと言ってもらっては困る。聞いている人がわかるように答えていただきたい。お願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 小杉議員の質問にお答えします。

お三方についてご説明を差し上げましたので、私の話すべき事柄はほぼ終わっておりますが、1つ気になりましたので、誤解かと思しますので、お話ししたいと思いますが、議会と市執行部との分庁というふうな考え方はあり得ないと思えます。議会が仮に事務局と分離をした形というものを想定した場合に分庁というふうな言い方をするのかもしれませんが、議会と執行部とが別々に存在している、設置されているというふうなことを称して分庁とは申さないと思えますので、一応。その上で私どもは、同一の場所にい

てこそ初めて地方自治の本旨にかなうものだという見解です。小杉議員のお考えについては相入れませんが、そのようなお立場と考え方があるということも十分承知をした上で述べさせていただきます。

あと、委員会報告にも前ぶれでお話しいただいたような費用の問題や行政的なロス等のことについては触れておきましたので、それ以上のことを申し上げるつもりありません。私ももうこの点については枝葉末節ながら前置きとして一応述べたにとどめておりますので、このことをもって本論で云々というふうには考えておりませんので、その点もある程度考慮はしているという視野の中でご理解ください。

あと、佐渡市の持っている特殊性というのでしょうか、私も十分佐渡の持っている離島であるということ、高齢率の高さ、私は超高齢性というふうに言っておりますけれども、と同時に今お話のある面積の広さ、広域性というのでしょうか、それに加えて例えば第1次産業に従事する方々が多いとかという、そういった特性はたくさんございます。しかし、その特性だけをあげつらって佐渡市が他と全く違った地方自治体であるというふうには考えておりませんし、先ほどの中村議員の質問にもございました。私は、日本国の一自治体として、少なくとも仲間と伍して引けをとらない、市民が他に向かって気概と誇りを持てる自治体にするというので、きちんとした目標を持って、その指標に目指すべく検討した結果としてこの報告を出しておりますので、ご了解ください。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、私は今の田中委員長の答弁に対して議会の関係、先ほど分庁のことはおっしゃるとおりだと私は思いますので、別に離れているということだけで分庁ではないと、こういうふうに理解をいたします。しかし、佐和田のこの支所に議会機能があって私は何にも差し支えないと、こういうふうに思います。そういう議論は中で議論をされなかったのか不思議だなという思いが私はいたすのです。

それから、移転費用の関係は議論がされたのかどうか、腹の中にあったようなお話はされました。私は、これは重要なことだと思います。あれは聞いているところは3階でしょう。3階の職員全部、言い方は俗ですが、追い出して、そこはどこかの入れ込む作業が必要なわけですから、そして、その建物を当然議会機能が発揮できるように改造するとなったら、それは1億や1億5,000かかるのではありませんか。この費用は、今の佐渡にとって重大です。これは、住民は大変な関心を持つものではありません。いや、おまえたちは何を言っておるのだというように言われるのではないかと大変心配をしております。その議論がされたかどうか、私改めてもう一度聞きたい。

それから、類似団体の関係ですが、日本国の何とかというような話もいたしましたが、そのとおりであります。私は佐渡はやはり特別な事情があると認識すべきだと思いますよ、この広いところで。そして、どんどん先ほどのお話のように支所が切り捨てられたら、ではそこに住む人たちのサービスはどうなりますというふうに皆さんが思っている。そのことにこたえていくというのやはり私たちの任務ではありませんか。そういう議論が必要ではありませんか。そのことがやはりされる必要があったと私は思います。委員長どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 何度もお話をした以上のことを私の立場で言えるはずもございませんので、地方自治の本旨に基づいて基本原則からこの問題を議論し合った結果としてこのような結論を得ました。確かにさまざまな問題等阻害要件があるのは十分承知しておりますが、しかしまさにこの地方の時代、佐渡市が本当に誇れる自治体となるためにまず基本をきちんと定めるということが必要です。そう考えた上で、まさに少なくともこの理念、基本原則を外さない形で実行をしていくべきだと考えておりますので、申しわけありません。まさに相入れないと思いますが、そのような説明しかいたしかねます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

小杉邦男君。

〔「できるだけ簡潔に」と呼ぶ者あり〕

○9番（小杉邦男君） はい、それでは簡潔に申し上げます。

私どうしても少し、質疑に意見を入れてはいかんということは承知しておりますが、私はこの広い佐渡の中へ今言う職員数を一気に、そろばん勘定ではこういう勘定になるのですが、減らしていくということになったらその地域のサービスはどうなるかと、やっぱりこのことは住民が非常な関心を持っている。そのことをやはり重要な要素として十分検討していく必要あると、こういうふうに思いますから、ですからそういう意味では先ほどの同僚議員からの年次計画とかさまざまなそういうものを丁寧にやっていくというような努力が当然求められると思います。委員会今後も検討されるのなら、そういうことも含めて住民の立場に立った、そういう立場に立った議論をぜひいたしてもらいたいと、こういう思いだけを申し上げて終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 今までののはかなり意見が入るから、的確な答弁が得られぬわけです。私はあくまでも質疑でございますので、質疑を申し上げます。

まず、田中委員長の報告のまくら言葉というのが前段にあるわけです。それはどういうことが書いてあるかといえば、一本算定、つまり交付税計算の一本算定というのが今から10年後に起こることでございます。そのときの人員は大体500人ぐらいで、それに要する人件費は40億程度と。それに基づいて以下申し上げますと、こうなっております。そここのところに重大な矛盾があるのだ。そこをしっかりと正して私はこの財政特別委員会の報告を補強してあげたいと、こう思う立場で聞くわけです。

まず、この人員のことについては、一番最後のところのナンバー5のところに触れてあるわけです。現在の職員数が1,079人あって、約90億の月給を払っておるよと。それを500人から40億程度のものにしなさいと、こういうことです。そこでお聞きをしますが、私が単純に計算しますと1年間に50人減ったら10年間で500人減るわけです。そうすれば何もわあわあ言わなくても私は人員は減るのではないかというふうに思いますが、特別委員会が調査した結果、それが相当物理的に何かをやらなければ減らないというのか、それともそれはそれで間違いなく減るというのか、その辺の調査の見解はどうなのかということが1点であります。

次に、よく聞きなさい。いやしくも副議長、三十数年議員やった者が聞いておるのだから、そんないいかげんなことを聞くのではないのです。次に、議会機能についてと、こう言っておるのです。議会機能と

言いながら、皆さんは批判と監視の府だと言っているのだ。そうではないのだ。地方自治法の何条に議会の権能が規定されておりますか。内容はあなたに聞くから、条文はあなたに聞くから、私は知っておるけれども、言わない。少なくとも15項目にわたって議会の権能というものが規定されておると。それをどのように当委員会は分析したのかと。このところで私が重視したいのは、批判と監視の府ではないのです、議会というところは。執行権というものと議決権というものがあって、それぞれが独立した権能を持っておると。そして、これがお互いに牽制し合う形をとっておるわけです。それを一方的に議会が批判をし、監視をするのだというふうに言ってしまうと間違いが生ずると。その辺の見解はどうかのだと、こう言っている。

次に、それに基づいて、ここが問題なのです。地方自治をつかさどる議会、これ同一場所に2つおるのが望ましいということは、1つであれば一番いいのですが、すべての行政機能と、それから議会機能が。だから、そう言いながら議会機能については来年度前半までに本庁舎に移転することと、強く求めらなっている。ここが間違いなのだ。もし私が当委員会においてこの文書を書くとしたら、議会機能も執行機能も一緒のところにおることが望ましいと。それには、現在の状況分析すれば2つの方法がある。1つは、市長部局が現在議会が構成されておる佐和田へ来るというのが1つであると。それからもう一つは、今皆さんが言っておる本庁のところへ議会を持っていく。つまりわかりやすく言えば、議会が来るか、市長部局が来るかと。その場合考えなければならないのは、その本庁機能というのは、残念ながらあれは議会機能を全部解体してしまっている。庁舎はあるけれども、例えば議場だとかそういうものはなくしてしまっている。したがって、そこへ議会を持っていこうとしたら議場、その他を全部作り直さなければならぬ。それには費用がかかる。それから、こうせいというのではないのです。佐和田にした場合はどうかということ、市長部局が来れば、別に議場はここにこうありますし、私どもは3階におったのだから、3階において市長部局は2階に来ればいいと、こういうことになるだろうと。そういうことの分析と指摘がなされたのかどうか。

次に、いずれにしても、すべての機能を1カ所に集めるということではできないから、例えば教育委員会も両津にあると。それから、水道の関係は真野のほうに行っておると。こういうふうに分担方式をとっておるわけです。だから、どういう組み合わせをしても1カ所でできることはないわけです。そこで一番大事なことは、執行機関の中核たるものと議会が大体同じところにおることが大事なのだ。その場合、執行機関のうちの何と何と何、例えば総務と言われる部分、企画という部分、これは非常に行政としては中心をなすものです。それと例えば防災とか、あるいは環境衛生とか、どうなるか知らぬけれども、そういうことにまで触れて現在の施設の状況からいえば当面これとこれを1カ所に置くことが理想ではないかと。そうすればそれに向けてどの方法がいいか選択すべきであると、こういうふうに書いておけば問題がないのではないかと、こう思うのです、中間報告だから。いいですか。そういう指摘がきちっとなされるとかなりこれが整理されるなというふうに私は見ておる。

その次に、副市長についてあなたは指摘しておりますが、この副市長というのは佐渡市が誕生したときに副市長2人制にしようとしたのではないのです。2人にしたには理由があるのです。私がここでしゃべってしまえば簡単なのですが、それでは質疑になりませんからあなたにお尋ねするのですが、何で佐渡市は2人の副市長制にしたのですか。そのことを踏まえて皆さんは1人にしたほうがいいと言うので

すか。私も1人でもいいと思うのです。しかし、佐渡市が2人にしたについては理由があるのです。その理由を踏まえた上でこういう記述にしましたか。

以上についてまずお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） それでは、お答えします。

最長老の、まさに地方自治のおじいさんがおっしゃることでございますし、当然のことながら私どもひよっこでは考えもつかないご意見も含めて大いに目を開かせていただきました。この私どもの報告に補強をしていただくという観点で述べていただいた所見については大いに参考とさせていただいて、3月の最終報告にはそれを盛り込んだ形でよりすばらしい報告に仕立ててみたいと思っております。

個別の事柄について一つ一つお答えすることができないわけではありませんが、既に4人の方々にさまざまな形で私の考え方、当委員会がまとめた結論についてはご提示を差し上げましたので、それ以上の事柄に及んで私がここで話することはありません。その点ご理解をいただきたい。ただ、議会機能について批判と監視の府という形の記述をいたしました。これは私も15項目にわたる議会の権限、議決権として定められている権限については十分承知をしておりますし、当然議決権が先に議会の権能としては挙げられるべきでしょう。それに付随した形でといいますか、抑制や監視あるいは調査といったそういったさまざまな権限が議会に与えられているということを承知をした上で、しかし学識者等を含めた方々が象徴的に批判と監視の府というふうに述べている文言を使わせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 委員長にお譲りをして答弁を求めたのですが、これでは乾きませんので、私のほうで事実関係を明らかにしながら申し上げてまいりたいと思います。

私はこの議会機能については、これが市長部局と一緒にあるということはあらゆる面で効率上よろしいと、この点は私は認めているのです。問題は、本庁に来年前半までに来いと、この記述はいただけない。幅を持たせておいたほうがいい。あなたたちも特別委員会は、とにかく原則としては2つの機関が一緒にあるべきだと、これを私は全然否定しておるものではない。そこに相反する議論が集中しないためには幅を持たせた選択の余地を残す必要がある。その1つとしては、つまりわかりやすく言えば、議会が金井へ行くのか、市長が佐和田へ来るのか、こういうふうな2つの選択肢を残して提起をしておくというのが1つの方法ではないかと。そのことは執行権のある市長のほうで考えてくださいよと、こうしておいたほうが無難だったのではないかなと、こういう指摘だけなのです。

次に、副市長の件で申し上げます。副市長の件というのは、ほぼ市長のほうで収入役人事をやっておりますその直前、このときに平成16年法律第57号というのが国会で議決された。それはどういうことが書いてあるかというと、人口10万人未満の市は収入役は助役兼務でよいと、こう書いた法律が通ったからです。これは、地方自治法の附則のところにあります。だから、この法律が通ったのだから収入役というのよりは、これだけ大きな合併やったのだから2人の当時は助役ですが、助役を置いて目配りしたほうがい

いのではないかと、そのほうがより効率的な行政ができるのではないかと聞いたのが、私が質問したのです。それでただ、これはちょっと市長一緒に聞いておいてもらいたいのですが……

○議長（竹内道廣君） 質疑を……

○27番（加賀博昭君） 質疑です。答えぬから言っておるのです。田中君が答えればおれはこんなこと言う必要はないのだ。言わぬから、第1回目の質問で聞いたけれども、答えぬから、それなら事実関係を明らかにしようと言って2回目と言っておる。

○議長（竹内道廣君） 中間報告ですから、その質疑は簡潔にお願いします。

○27番（加賀博昭君） 何。

○議長（竹内道廣君） これは単なる中間報告ですから、簡潔にお願いします。

○27番（加賀博昭君） だから言っておるのだ。いいか。ところが、とんでもないことやったのだ。1人の助役はず本庁に残って、つまり管理課長の役割をせいと言うたのに3人して分担して出張してしまったものだから中心がぼけてしまったということがある。だから、副市長を2人というのは必要ないというのは類似と比べて言うべきではなくて、今の状況の2人副市長制ならば1人で間に合う、こういうふうに私は規定したほうがより積極的であったのではないかというふうに考える。だから、これは中間報告ですから、もしこれからいよいよ中間報告ではなくて最終報告にするときは、やはり佐渡市の実情を踏まえて記述するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 加賀議員の今のご所見も含めて、さきに4人の方々の質疑も、これは我が行革委員会の見解を補強し、固めてくれるよき質疑であったと思います。これによって私どもの見解が補強されたというふうに考えております。どうもありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私は冒頭申し上げたように、私の意見を申し上げようとかという気はないのです。せっかくつくってくれた行財政特別委員会委員長報告、中間報告で、これについて私は議員の皆さん方が納得できる記述にしたほうがいいだろうということで、冒頭申し上げたようにこれを補強する立場で質疑を行ったのだと、こう申し上げた。田中さんもそのことを理解してくれたようですし、田中さんの後ろに控える特別委員会の皆さん方もこれを聞いていただいたと思う。私は、せっかく行革の行財政特別委員会がまとめる委員長報告でございますから、これはやはり議会の総意という形にする必要があるし、それが望ましいと。

それで、きょう質問を聞きましたが、今我が佐渡市議会には7つの会派がございます。ところが、きょう質問された方々は、その会派の中からそれぞれが出てこの質問をやっておる。これを聞くと、本来会派を網羅して出てきておるのだからかなり内部的にはお話し合いをしておるものと私は理解するのですが、会派に所属していないのは私一人ですから、そういう見地に立つとこれはやはり補強する必要があるなどというふうに思いますので、改めて田中委員長に申し上げますが、ぜひひとつこれはそういう見地でやらないと、最終報告のときに議会の全員の同意が得られるかどうか、極めて私は危ういというふうに思います

ので、これは総体のまとめのときにぜひその辺を配慮しながらこれはまとめていただきたいと、こういうふうに思います。決意のほどを聞いて終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 12月には、下水道問題についての報告も用意しております。3月には、今まで6月、9月、12月ととらえた課題を中心にして行革全体の総括をしたものを出したいと思っております。皆様のご意見を一つにまとめて議会の意思を示す覚悟でおりますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を終結いたします。

以上で行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。

〔議長、議事進行と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この際、2時間もたちましたので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 全く必要ありません。このまま進めます。

日程第3 発議案第9号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、発議案第9号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第9号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	村 川 四 郎
〃	〃	中 川 直 美
〃	〃	金 田 淳 一
〃	〃	廣 瀬 擁
〃	〃	小 杉 邦 男
〃	〃	田 中 文 夫
〃	〃	根 岸 勇 雄

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第157条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議案第9号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行されたことに伴う佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第10号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第10号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者	佐渡市議会議員	若 林 直 樹
賛成者	〃	中 川 隆 一
〃	〃	松 本 正 勝
〃	〃	中 村 剛 一
〃	〃	中 村 良 夫
〃	〃	金 子 健 治
〃	〃	村 川 四 郎
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	川 上 龍 一

ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書

三笠フーズなどによる汚染米不正流通事件は底知れない広がりを見せている。残留農薬やカビ毒に汚染された輸入米などが、保育園や学校、病院、福祉施設で給食に使われていたことが次々に明らかとなり、

このことは国民を不安に陥れているだけでなく、偽装された米を知らずに取り扱った業者の経営に多大な打撃を与え、問題は深刻化している。

今回問題となっている汚染米の大部分は、政府が旧ガット（現WTO）・ウルグアイラウンドの取決めに
により義務的に輸入してきたミニマム・アクセス米である。

この事態で、農林水産省は汚染米の「供給源」となっていたミニマム・アクセス米の輸入を当面見合
わせると発表しているが、この措置はあくまでも暫定的なものに過ぎず、国際的義務のようにミニマム・ア
クセス米を継続して輸入することは即刻中止すべきである。

また、今後も不必要な米の輸入を継続することは、国際的な食糧価格の高騰に加担することにならざる
をえない。その一方、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化され
ており、矛盾は明らかである。この際、政府においては米の貿易と流通を自由化する政策を根本的に見直
し、食の安全に責任を果たす体制を検討すべきである。

よって、政府においては、汚染米の「供給源」及び国際的な食糧価格高騰の要因となるミニマム・ア
クセス米の輸入を中止し、制度の見直しについてWTO交渉の場で強力に働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第11号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第11号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提
出する。

平成20年9月26日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	佐 藤 孝
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	近 藤 和 義

” ” 中 川 直 美
” ” 小 杉 邦 男

原油価格高騰の緊急対策を求める意見書

昨年より続いている原油価格の高騰は、住民生活はもとより農林水産業、製造業及び運輸業など産業全般に深刻な影響を及ぼしている。佐渡市においても積極的な措置が強く求められているが、現状は、もはや財政基盤の脆弱な一地方自治体の権能と責任の限界を遥かに超えるものであり、政府による迅速かつ抜本的な対応策が待たれている。

よって、政府におかれては、市民の安全・安心できる生活と産業全般の経営安定を図るため、次の事項について積極的な対策を早急に講じていくことを強く要望する。

記

- 1 住民生活の安定並びに農林水産業、製造業及び運輸業等の経営安定を図るため、重油、軽油、ガソリン及び灯油等の価格安定対策を講じるとともに、即効性のある補てん措置の導入や資金融通措置等の充実強化を図ること。
- 2 原油価格高騰の要因の一つとして、金融市場からの投機的資金の流入が上げられるので、これを規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第12号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

白杵克身君。

〔4番 白杵克身君登壇〕

○4番（白杵克身君）

発議案第12号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者 佐渡市議会議員 白 杵 克 身
賛成者 ” 金 田 淳 一
” ” 中 川 直 美

”	”	浜 田 正 敏
”	”	大 桃 一 浩
”	”	岩 崎 隆 寿
”	”	本 間 千佳子
”	”	近 藤 和 義
”	”	祝 優 雄

子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるように
 するために、私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校における学費（初年度納入金）は、全国平均で69万円と公立の6倍にも達しており、保護者への学費負担軽減は急務の課題となっている。また、専任教員の数は公立高校教員配置基準の約7割の水準にとどまっており、学費とあわせ教育条件においても公立高校との格差が生じている。

学費と教育条件公私格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1にとどまっていることにある。憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、政府（議会）においては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解するとともに、学費と教育条件の公私格差是正を展望し、私立高校への公費（私学助成）拡充にいつそう努力することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるように
 するために、私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校の学費（初年度納入金）は県内平均で51万円、公立との格差は4倍を超えており、保護者への学費負担軽減は急務の課題となっている。また、専任教員の数も公立高校教員配置基準の約8割の水準にとどまっており、学費とあわせて教育条件においても公立高校との格差が生じている。

学費と教育条件格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることにある。憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、県においては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解するとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力する要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 発議案第 13 号

○議長（竹内道廣君） 日程第 7、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第13号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年 9月26日

提出者	佐渡市議会議員	若 林 直 樹
賛成者	〃	中 川 隆 一
〃	〃	松 本 正 勝
〃	〃	中 村 剛 一
〃	〃	中 村 良 夫
〃	〃	金 子 健 治
〃	〃	村 川 四 郎
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	川 上 龍 一

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であり、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は、1995年度（平成7年度）約27万件が、2006年度（平成18年度）には約110万件に達し、約4倍に増大している。

しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の1995年度（平成7年度）の全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）200億円（うち都道府県127億円）が2007年度（平成19年度）は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、被害救済委員会が機能していないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいて、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国においては、消費者主役の消費者行政を実現するため、次の事項の施策ないし措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワーク構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第14号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第14号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	佐 藤 孝
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	中 川 直 美
〃	〃	小 杉 邦 男

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

中越大震災や中越沖地震などの大災害を経験した新潟県は、先般発生した岩手・宮城内陸地震において道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことから、県土の7割以上の中山間地域を抱える本県の多くの住民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性和重要性を痛感したところである。

本市では、主要地方道を始めとする幹線道路の未整備箇所が多く残っており、風浪及び災害時等において市民生活に支障をきたしている。また、一般道路では幅員が狭く、緊急車両等の乗り入れが困難な箇所

もある。一方、市の中心部を繋ぐ国道は慢性的な交通渋滞の課題を抱えており、「安全で安心な地域を支える道路」にはほど遠い状況である。

こうした中で、昨年からの道路特定財源の問題では、4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることとなったが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされた。

本市では、極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況である。

よって、国会並びに政府においては、下記事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方の道路予算をこれまで以上に確保すること。
- 2 一般財源化の制度設計に当たっては、地方による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに離島・過疎地域の意見に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第15号

○議長（竹内道廣君） 日程第9、発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第15号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	佐 藤 孝
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	近 藤 和 義

” ” 中 川 直 美
” ” 小 杉 邦 男

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給や水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共有の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であり、過疎地域が健全に維持されることは同時に都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時25分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

日程第10 議案第139号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第139号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第139号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、松井忠利さんの任期が平成20年12月31日をもって任期満了となり、後任の者を佐渡市四日町598番地の1、菊地和恵さんをお願いするものです。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされておりますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第139号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成20年9月市議会定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成20年第5回市議会定例会の閉会に当たりのごあいさつとして、本定例会の各種重要案件につきまして慎重なご審議を得て決議いただき、ありがとうございました。また、昨日のトキ放鳥記念式典につきましては、議員各位からも参列、ご協力をいただき、佐渡市にとって一大事業でありますトキの野生放鳥も無事終了させていただきました。大変ありがとうございました。

さて、空高く澄んだ青空にこれから変わっていき、いつしか秋の訪れが感じられるようになりました。この時期実りの秋でございまして、農家の皆さん、あるいは果樹園を経営されている皆さん、それぞれ実

りの秋を迎え、そして毎日お忙しいことと存じます。

私も今議会の中で市政運営に対する思いをいろいろ申し述べさせていただきましたが、政策の柱であります美しく環境に優しい島づくりの中で、これまでにいろいろまいた種の世界遺産登録については、一部新聞紙上に報道もありましたとおり、暫定リスト登載の確実性が極めて高いというふうにも聞き及んでおります。また、既にエコアイランドは、佐渡の代名詞となりました。世界遺産登録、トキの野性復帰という壮大なプロジェクトを全国、全世界へ発信し、この後好評の朱鷺と暮らす郷づくり認証米のように、産業、商工、あるいは観光連携のもとに議会と協力して、今後は地域経済振興全力を尽くしたいというふうに思っております。

これから晩秋ということでございます。気温の変化も大きくなりますが、議員の皆様方におかれまして健康に十分ご留意されて、市政発展のためにますますのご活躍お願い申し上げて閉会のごあいさついたします。大変ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成20年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年9月26日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 中 川 隆 一

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿